

太陽光パネルリサイクル義務化制度の早期制定を求める意見書提出に関する陳情

脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーのさらなる普及拡大が急務です。その主力である太陽光発電は、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与する一方で、法制度の不備から起きた乱開発や今後想定される使用済みパネルの大量廃棄に対する社会的懸念が高まっています。こうした課題を解決するために、環境省と経産省が審議を重ね太陽光パネルリサイクル義務化法が検討されてきましたが、2026年1月23日、新たな制度案を発表しました。

両省は当初、パネル生産者がリサイクルに必要な費用を負担する制度案の制定を目指していましたが、内閣法制局から自動車や家電など所有者が費用を負担している他の制度との整合性がとれないとの指摘を受けて再検討し、提案された新制度案ではパネルを所有する発電事業者がリサイクルの責任を負う形にしました。

メガソーラー（大規模太陽光発電所）事業者にはパネル廃棄計画の事前提出を求め、リサイクルを進めるよう義務付け、リサイクルが不十分と判断した場合、国は計画を変更するよう勧告や命令を出す。計画を提出しない場合や、命令に従わずにリサイクルをしない場合には、罰金を科す。一方で中小の発電事業者にはリサイクルを努力義務として国の指導・助言の対象とする内容です。対象とする事業者の規模や、国が計画を判断する際の基準など、詳細は法案の成立後に議論を続けるとのことです。しかしこれでは義務化と比べてどこまで実効性が担保されるかは不明です。

また新制度案ではパネル製造業者等による、①環境配慮設計の実施等、②太陽光パネルの含有物質情報の提供を求めています。リサイクルの義務は課していません。製造者にリサイクルを義務付けることで、太陽光パネルをリサイクルしやすい形で設計することが期待できます。義務化され、大規模にリサイクルが行われるようになれば、これに掛かるコストの低減が期待されます。逆に言えば、義務化しなければリサイクル費用は高いままとなり、リサイクルがほとんど行われないことが懸念されます。

すでに使用済み太陽光パネルの放置問題は地域トラブルの大きな原因となっています。第7次エネルギー基本計画でも、義務的リサイクルの検討を進める方針が示されています。「他のリサイクル関連法との整合性が取れない」との指摘ですが、「生産から廃棄まで責任を負う資源循環型社会」づくりにつながる、拡大生産者責任の重要性が増す時代に合わせて、新法で制度的枠組を刷新することは何ら問題がないはずで

大磯町は「自然豊かな環境と、安全で安心な持続可能な循環型地域社会を次世代に引き継ぐために」とエネルギー条例を制定し、再生可能エネルギーを推進してきました。大磯町の公共施設17ヶ所の電気は再エネ100%です。エネルギー条例を議員提案でまとめた大磯町議会からも脱炭素社会と循環型社会をともに推進するために、生産者による太陽光パネルリサイクル義務化法の早期制定を求める意見書を国に提出くださるようお願いいたします。

「陳情事項」

国に拡大生産者責任に依る太陽光パネルリサイクル義務化法案の制定を求める意見書を提出してください。

2026年1月28日

大磯町議会議長
清田 文雄 殿

大磯町大磯506-2

一般社団法人大磯エネシフト 理事長

岡部幸江

連絡先 080-3217-0817

大磯町石神台3-17-10

大磯町ナショナルトラスト 代表

清水富二男

連絡先 0463-71-2574 (小宮)

大磯町大磯2115-1-312

町民立環境ネットワーク☆大磯 世話人

武藤洋子

連絡先 0463-61-9885